平成２９年（フ）第１８５号
愛媛県松山市和泉南１丁目10番23号　メゾンあや202号
債務者　堂本美三子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９７号
愛媛県松山市大街道２丁目２番地１　アリスト大街道302号
債務者　野坂　広志
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３１号
愛媛県松山市新浜町14番７号　港山マンション602号
債務者　内上　隆一
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３４号
愛媛県松山市大手町２丁目１番地４　グランドールたらお404号
債務者　善家　圭子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１２号
愛媛県伊予市上吾川甲66番地３
債務者　髙岡　史子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野乙519番地３
債務者　渕野　ミス
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１４号
佐賀県伊万里市山代町立岩2639番地１
債務者　神應寺ミツ子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１７号
佐賀県杵島郡大町町大字福母2759番地20
債務者　穴吹　拓也
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第３６号
宮崎市松山１丁目10番４号　甲斐コーポ203号
債務者　緒方　曉子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１８号
宮崎県都城市鷹尾４丁目15街区５号　内堀団地５－５－44
債務者　谷口　和代
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県指宿市岩本335番地
債務者　濵田　芳子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第１４号
鹿児島県鹿屋市白崎町11－９　セントラルマンション115号、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市吾平町上名1265番地
債務者　藏ケ**崎**まこと
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
秋田市旭川新藤田西町１番23－２号、前住所秋田市外旭川字水口99番地14
債務者　大森　純子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９号
秋田市土崎港南１丁目４番47号
債務者　田中奈津子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地162　県営南ヶ丘住宅20―103
債務者　佐々木和廣
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１５号
秋田市東通１丁目23番25号　サンハイツ渡辺102号、前住所秋田市下北手松崎字大巻34番地　県営住宅Ｒ10棟105号
債務者　安達真一郎
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
秋田県大館市餅田１丁目13番36号市営住宅147号
債務者　福田菜津美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
秋田地方裁判所大館支部